

資料

不干涉義務 教科書問題

2001年2月27日衆議院文部科学委員会 <http://www.kokkai.ndl.go.jp/>

石井郁子委員（共産党）検定基準に、近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がなされていることという一項、有名な近隣諸国条項というのがあるのですけれども、私は、今の事態というのは、まさにこの検定基準に反しているから、アジア諸国から批判が上がっているというふうに思うわけであります。

これは外務省に伺います。こういう意見について、内政干渉だ、つまり、中国、韓国などから寄せられる意見に対して内政干渉だと書いている新聞も一部ございますけれども、これは一体内政干渉と言えるのかどうか、外務省の見解。

榎田政府参考人（外務省） 内政干渉というものについては、いろいろな経緯もあるのだらうと思いますけれども、一般には、国際法上、他の国家が自由に処理し得るとされている事項に立ち入って、強制的にその国を自国の意思に従わせようとするということというふうに解されておると思います。命令的な関与であるとか命令的な介入であるとかというふうにも言うのかと思いますが、そういう概念に照らし合わせまして、最近、中国あるいは韓国から表明されておりますところの関心あるいは懸念といったものを内政干渉と断ずることができるかということにつきましては、私どもとしましては、これが内政干渉であるというふうに認識するには無理があるというふうに考えております。

2001年3月1日衆議院予算委員会第三分科会

前原誠司分科員（民主党）それから二つ目は、教科書の検定問題でありまして、韓国、中国からかなり国内で批判が出ている話であります。

私が聞きたいのは二つでございまして、外交ルートを通じての働きかけがあったのかということが一点。

それから、問題は、外交ルートを通じてもしあったとすれば、その内容なんですね。つまりは、変えるということであれば、それは私は内政干渉なんだろうと思います。ただ、外交ルートを通じてこういう意見があるよというような話であれば、それはセーフなのかというような思いをしております、外交ルートを通じて中国、韓国などから働きかけがあったのか。あるいは、働きかけがあるとすれば、どういう内容だったのか。それについて、二点簡単にお答えをいただきたいと思います。

河野国務大臣 ……今お尋ねの中国、韓国におきますそうした関心事がどういう形で伝えられているかということでございますが、中国外交部スポークスマンあるいは韓国外交通商部長官などがこの点について関心、懸念を表明しております。二月の二十七日には、江沢民中国国家主席が、中曽根元総理と会われたときに、この問題について大変関心を持っている旨述べておられます。また、二月の二十八日には、李廷彬韓国外交通商部長官から寺田在韓国大使に対しまして、我が国の歴史教科書検定に関し、大きな関心と懸念の表明もあったというふう聞いております。

2001年3月22日参議院文教科学委員会

政府参考人（矢野重典君（文部科学省）） 平成十四年度から使用されます現在検定中の中学校歴史教科書につきまして、中国政府や韓国政府から関心や懸念が表明されていることは私どもも承知しているところでございます。

例えば、本年三月二日、中国外交部副部長から在中國臨時代理大使への申し入れにおきましては、侵略を否定し歴史を美化する教科書を阻止すべきであるとの内容があったことなどは聞いているところでございますが、こうした先方の関心や懸念の表明が具体的に検定の不合格までを求めたものであるかどうかということについては私どもも承知していないところでございます。

亀井郁夫君（自民党） そうした形で中国や韓国からも、韓国からも話があったと思うんですけども、そのことについての説明がなかったんですけども、そうした行動が内政干渉と言えるのではないかという意見が随分あるわけでございますけれども、こうしたことについては内政干渉と見れるのかどうかということについては私どもも承知していないところでございます。

国務大臣（町村信孝君） ……内政干渉に当たるかどうかというのは、これは国際法上の何かいろいろな定義とかその他があるようでございまして、必ずしも私ども、文部科学大臣としてこれは内政干渉であるとかないとかいうことをお答えする立場にはございません……。

2001年3月22日参議院内閣委員会

森田次夫君（自民党） ……御質問ですが、去る十六日の報道によりますと、中国の朱鎔基首相が北京で内外記者団と会見いたしまして、新しい教科書をつくる会のメンバーが執筆陣に加わった中学教科書の問題に関しまして、中日間だけでなく日本とすべてのアジア関係との問題だと位置づけまして、日本軍国主義者による侵略戦争の否定や歪曲は中国ほかアジアの人々の感情を害すると、こうも語ったように報道されております。さらに朱鎔基首相は、教科書の修正など問題処理に関しまして、日本政府は避けがたい責任を有すると、こうも言っておられるわけでございます。これまで報道されました検定意見に基づく修正につきまして、アジアの人民の反応を見ればこれらの修正は不十分だと、こういうふうにも言っておられるわけでございます。

そこで、官房長官にお尋ねするわけでございますけれども、こうした朱鎔基首相の発言、これは我が国に対する内政干渉だとも受け取れるものであるのかな、こういうふうに思うわけでございますけれども、日本政府としてどのようなお考えをお持ちか、お伺いをいたします。

国務大臣（福田康夫君） ……こうした関心や懸念の表明というものが内政干渉になるのかどうかと、こういうことでございますけれども、そういう議論もさまざまあることは承知しております。

2001年3月2日衆議院予算委員会第三分科会

西村眞吾分科員（自由党） ……歴史教科書の問題について、中国政府から、特定の教科書の検定不合格、そして出版停止を求められてきております。中国政府の声明は、要旨はこのとおりでございます。

中国政府と人民は、日本国内で最近教科書に絡みあらわれている動向を極めて注視しているものである。指摘すべきは、日本の右翼団体が周到な用意のもとに、皇国史観を高く宣伝し、侵略の歴史を否定、美化する目的で歴史教科書をつくり上げていることである。仮に修正を経たとしても、反動的ででたらめな本質は変えることができない。

こういうふうな声明を発して冒頭の要求をしております。

それに対して外務省の局長は、内政干渉ではない、内政干渉というものは、国際法上他の国家が自由に処理し得るとされている事項に立ち入って、強制的に相手国を自国に従わせることであると定義した上での、内政干渉ではないという答弁をしております。

……自国の歴史を子供たちにいかに伝えるかは、国家の将来にとって重大な事項である。その上に立って、国際法上、教育というものは、我が国が自由に処理し得るとされている領域にある問題である。この二つの立論については大臣は御賛同をいただけますか。

衛藤副大臣（外務省） 西村眞悟委員にお答えいたします。

その点については、全くそのとおりであります。

西村分科員 教育が国際法上、自国の自由に処理し得る領域にあるということでございます。

そして冒頭に読み上げた中国の政府の声明は、まさに国際法上自国が、我が国が自由に処理し得る領域についての政府の公式の声明であるということは、自国が国際法上自由に処理し得る領域というのは、言葉をかえて言えば主権の領域でございます。したがって、中国政府は、我が国の主権の領域に立ち込んだ要求をしているということが一点確認されるわけでございます。……

衛藤副大臣 西村委員にお答えします。

まず内政干渉の問題であります、御案内のとおり、過般の国会審議におきまして、当時の政府委員、条約局長が、国際法上の内政干渉、こういった概念規定について言及しております。一般には、国際法上他の国家が自由に処理し得るとされている事項に立ち入って、強制的にその国を自国の意思に従わせようとするのと解されておきまして、命令的な関与または介入という言葉であらわされることとございまして、こういう指摘がございます。……

また、我が国の主権の領域に立ち入っているかどうかということではありますが、この件につきましては、私は、現段階において中国政府が我が国の主権の領域に立ち入っているとは思いません。また、そのようなことをさせてはなりません。

西村分科員 矛盾されております。

教育は、我が国が、国際法上自由に処理するとされている事項の中にある、このことを副大臣は先ほど同意され、そのとおりだ、これ以外に答えはない、したがってそのとおりと言われた。そして、中国政府の声明は、歴史教科書を出版停止しろ、でたらめだと。まさに我が国の教育、自由に処理するとされている領域の中に彼らは入っている、その問題を言挙げしている、これを確認したのです。

さて、我が国国民は知らない、中国政府は知っていて、先ほどの声明のように口汚く我が国の歴史教科書の問題について触れてきた。我が国国民は反論できない。中国は、外国は知っている、我が国国民は知らない。しかも、それは我が国国民が子供たちに教えるために使う教科書である。こういうふうな構造の中で、まさに、反論できないということ自体が強制的なんだ、そうなるのです。

外務省の局長は、強制的という言葉は挿入することによって、内政干渉でないという理論を組み立てた。武器をもって脅迫するというふうな強制ではない。しかし、人が反論できない、日本国民が反論できない問題に関して、まさに日本国民の教科書に関して、中国がそれを事前知っていて言うてくるということは、まさに主権の侵害であり内政干渉なんだ、強制的なんだ。これをそうではないとする外務省は、もはや外交の魂を売り渡したのだ。……

衛藤副大臣 ……明確にしておきたいのでありますが、中国と韓国におきましては、平成十四年度に使用するために現在検定を受けている中学校歴史教科書について、中国外交部スポークスマンや韓国の外交通商部長官などが関心と懸念を表明してきておるわけでありまして。現に二月二十七日には、江沢民国家主席から中曽根元総理に対して、教科書問題についての配慮を願いたい旨の発言もありました。また、二月二十八日には李廷彬韓国外交通商部長官から我が方の寺田在韓国大使に対し、我が国の歴史教科書検定に関し韓国側の懸念の表明があった。

関心や懸念あるいは配慮をお願いしたいということでありまして、今西村委員が御指摘のような形での内政干渉、こういうようなことに結びつけるわけにはまいらないし、やや無理があるのではないかと、このように申し上げたいと私は思うのであります。

西村分科員 ……外務省は、この我が国国民の歴史教科書に関し、教育という領域に関し、いやしくも主権の侵害及び内政干渉という事態を断じて容認することはできない、これは確認させていただいてよろしゅうございますか。

衛藤副大臣 西村委員にお答えいたします。

全くそのとおりでありまして、教科書の検定等々につきまして、他国の政府をして我が国の主権を侵害させるとかさせないとか、そういうことは論外でありまして、断じて外務省としては、そのようなことに対しては頑として措置をとります。主権の侵害はさせません。それははっきり申し上げます。

外交特権免除 ペルー人質事件強行解決の合法性

強行解決前 参議院予算委員会 1997年1月30日

○国務大臣（池田行彦君） 大使の公邸あるいは大使館の施設というものは、ウィーン条約というものに基づきまして不可侵権というものが認められております。しかし、……外交施設といえども、それはその所在国、受け入れ国の主権下にあるというのは当然のことでございます。……そういったことでございますので、今回の事件につきましても、まずペルー政府がいろんな責任を持ってこれに対応される、これは当然のことでございます。委員がおっしゃいましたように、公邸を、外交施設を持っている国から何らかの実力部隊を派遣してやるなんということは、これは日本だけじゃなくてどの国であっても受け入れ国の要請なりなんなりがなくしてできる話じゃございませんし、これはそういうことで御理解賜りたいと思います。

強行解決後 橋本総理記者会見 1997年4月23日

<http://www.kantei.go.jp/jp/0423soriperu2.html>

机の上の議論なら幾らでも出来ます。しかし、このチャンスならば救出出来るという判断は現地の最高責任者にしか出来ません。そして、幸いその判断が、それでも多少の犠牲を出した訳だけれども、成功した。私はそれが約束違反だとかどうかという以前に、むしろ最高指揮官としてのフジモリさんが最善のタイミングをはかり、この拳に出た。そして、結果としては、それでも一人の人質からの死者を出したが、また、突入部隊の中から2人の死亡者を出したが、他の方々を無事に皆救出をしたと。これがすべての答えじゃないでしょうか。

国家元首の免除 シャロン事件

共同通信 2001年6月18日 ブリュッセル発

人道犯罪については、犯行場所や被害者の国籍を問わず裁判に持ち込めるベルギーの法律を利用して、イスラエルによる一九八二年のレバノン侵攻時の難民虐殺事件を生き延びたパレスチナ人らが十八日、人道に対する罪でシャロン・イスラエル首相を告訴した。

二十人余りのパレスチナ人とレバノン人はこの日、予審判事に告訴状を提出。判事はこれを受理、告訴内容を検討し、捜査の可否を決める。

訴えによると、イスラエル軍は八二年六月、ベイルートとレバノン南部のパレスチナ解放機構（PLO）拠点を爆撃。九月には同軍制圧下のベイルート南部の難民キャンプで、非武装のパレスチナ難民ら千人以上を虐殺した。

シャロン首相は当時、国防相で侵攻作戦を指揮する立場にあり、パレスチナ人らは「大量虐殺に対する個人的責任がある」として告訴した。

ベルギーは九九年、重大な人道犯罪については、裁判権が外国にも及ぶとの法律を定めた。

領域外管轄権

アメリカ合衆国 ヘルムス - バートン法（キューバ制裁法）1996年
略称 "Cuban Liberty and Democratic Solidarity (LIBERTAD) Act of 1996"

朝日新聞東京版 1996年3月7日夕刊2面

米下院は六日、キューバへの経済制裁を強化する法案を、賛成三三六票、反対八六票で可決した。上院はすでに五日、大差で可決しており、法案はクリントン米大統領の署名を得て法律となる。キューバ軍機が米民間機を撃墜した事件を受け、大統領は法案支持に転じている。しかし、外国企業に対する補償訴訟を認めた条項については、反対する各国の意向に配慮し、法案で認められた六カ月ごとの効力停止の権限を使う公算が大きい。

法案ではまず、米国がすでにキューバに対して行っている経済制裁を緩和、解除するには、議会の承認が必要とし、大統領の動きをしばった。そのうえで、（1）現在、米国民となっている者が、キューバ政府に没収された資産を使っている外国企業に対し補償要求訴訟を起こすことを認める（2）こういった資産を使う外国企業員の米国入りを拒否できる（3）大統領は国際社会が制裁に同調するよう努力する などを決めた。

だが（1）の条項に関しては、ホワイトハウスの意向をいれて、大統領に六カ月ごとに効力を停止する権限を与えており、ホワイトハウスはこの権限を行使し続け、実質的に「骨抜き」にしたい意向を示している。

法律抜粋 <http://thomas.loc.gov/> で検索可

SEC. 3. PURPOSES.

The purposes of this Act are--

(1) to assist the Cuban people in regaining their freedom and prosperity, as well as in joining the community of democratic countries that are flourishing in the Western Hemisphere;...

SEC. 4. DEFINITIONS.

(4) CONFISCATED- As used in titles I and III, the term `confiscated' refers to--

(A) the nationalization, expropriation, or other seizure by the Cuban Government of ownership or control of property, on or after January 1, 1959--

- (i) without the property having been returned or adequate and effective compensation provided; or
- (ii) without the claim to the property having been settled pursuant to an international claims settlement agreement or other mutually accepted settlement procedure; and

(B) the repudiation by the Cuban Government of, the default by the Cuban Government on, or the failure of the Cuban Government to pay, on or after January 1, 1959--

- (i) a debt of any enterprise which has been nationalized, expropriated, or otherwise taken by the Cuban Government;
- (ii) a debt which is a charge on property nationalized, expropriated, or otherwise taken by the Cuban Government; or
- (iii) a debt which was incurred by the Cuban Government in satisfaction or settlement of a confiscated property claim...

(13) TRAFFICS- (A) As used in title III, and except as provided in subparagraph (B), a person `traffics' in confiscated property if that person knowingly and intentionally--

- (i) sells, transfers, distributes, dispenses, brokers, manages, or otherwise disposes of confiscated property, or purchases, leases, receives, possesses, obtains control of, manages, uses, or otherwise acquires or holds an interest in confiscated property,
- (ii) engages in a commercial activity using or otherwise benefiting from confiscated property, or
- (iii) causes, directs, participates in, or profits from, trafficking (as described in clause (i) or (ii)) by another person, or otherwise engages in trafficking (as described in clause (i) or (ii)) through another person,

without the authorization of any United States national who holds a claim to the property.

SEC. 205. REQUIREMENTS AND FACTORS FOR DETERMINING A TRANSITION GOVERNMENT.

(a) REQUIREMENTS- For the purposes of this Act, a transition government in Cuba is a government that--...

(7) does not include Fidel Castro or Raul Castro...

SEC. 302. LIABILITY FOR TRAFFICKING IN CONFISCATED PROPERTY CLAIMED BY UNITED STATES NATIONALS.

(a) CIVIL REMEDY-

(1) LIABILITY FOR TRAFFICKING- (A) Except as otherwise provided in this section, any person that, after the end of the 3-month period beginning on the effective date of this title, traffics in property which was confiscated by the Cuban Government on or after January 1, 1959, shall be liable to any United States national who owns the claim to such property for money damages in an amount equal to the sum of--

(i) the amount which is the greater of--

(I) the amount, if any, certified to the claimant by the Foreign Claims Settlement Commission under the International Claims Settlement Act of 1949, plus interest;

(II) the amount determined under section 303(a)(2), plus interest; or

(III) the fair market value of that property, calculated as being either the current value of the property, or the value of the property when confiscated plus interest, whichever is greater; and

(ii) court costs and reasonable attorneys' fees.